

社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会個人情報保護規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、個人情報個人が個人の人格尊重の理念のもとに慎重に取り扱われるべきものであることにかんがみ、社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会（以下「協議会」という。）が保有する個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、協議会の事業の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報保護法 個人情報の保護に関する法律
- (2) 番号利用法 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
- (3) 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できることとなるものを含む。）をいう。
- (4) 個人番号 番号利用法に基づき個人を識別するために指定される番号をいう。個人番号には、個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号も含まれる。個人番号は、死者の個人番号を除き、個人情報に含まれる。
- (5) 特定個人情報 個人番号をその内容に含む個人情報をいう。
- (6) 個人情報データベース等（個人情報ファイル）
次に掲げるものをいう。
 - ①特定の個人情報をコンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成した、個人情報を含む情報の集合物
 - ②コンピュータを用いない場合であつて、個人情報を五十音順等の一定の規則に従って整理及び分類し、特定の個人情報を容易に検索することができるよう、目次、索引、符号等を付し、他人も容易に検索することができる状態に置いているもの。
- (7) 個人データ 個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。
- (8) 保有個人データ 協議会が開示、訂正、追加、削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであつて、その存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの、又は違法若しくは不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの以外をいう。
- (9) 本人 個人情報から識別され、又は識別され得る個人をいう。
- (10) 従業者 理事、評議員、職員、ふれあいサービス協力会員、事業協力者など協議会の指揮命令を受けて協議会の業務に従事する者をいう。

- (11) 匿名化 個人情報から当該情報に含まれる氏名、生年月日、住所の記述等、個人を識別する情報を取り除くことで特定の個人を識別できないようにすることをいう。
- (12) 個人番号利用事務 行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者が番号利用法の規定によりその保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用して処理する事務をいう。
- (13) 個人番号関係事務 番号利用法第9条第3項の規定により個人番号利用事務に関して行われる他人の個人番号を利用して行う事務をいう。協議会が行う個人番号関係事務は、別表1「個人番号取扱事務一覧」で特定する。
- (14) 個人番号利用事務等 個人番号利用事務又は個人番号関係事務
- (15) 個人番号利用事務実施者 個人番号利用事務を処理する者及び個人番号利用事務の全部又は一部の委託を受けた者をいう。
- (16) 個人番号関係事務実施者 個人番号関係事務を処理する者及び個人番号関係事務の全部又は一部の委託を受けた者をいう。
- (17) 個人番号利用事務等実施者 個人番号利用事務実施者及び個人番号関係事務実施者

(協議会の責務)

第3条 協議会は、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、実施するあらゆる事業を通じて個人情報の保護に努めるものとする。

第2章 個人情報の利用目的の特定等

(利用目的の特定)

- 第4条 協議会は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定するものとする。
- 2 協議会は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲で行うものとする。
 - 3 協議会は、利用目的を変更した場合は、変更した利用目的について、本人に通知し、又は公表するものとする。

(事業ごとの利用目的等の特定)

第5条 協議会は、別に定める実施細則により、個人情報を取り扱う事業ごとに個人情報の種類、利用目的、利用・提供方法等を定めるものとする。

(利用目的外の利用の制限)

第6条 協議会は、あらかじめ本人の同意を得ることなく前2条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱わないものとする。

- 2 協議会は、合併その他の事由により他の社会福祉協議会等から事業を継承することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで継承前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱わないものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ本人の同意を得ないで前2条の規定により特定された利用目的の範囲を超えて個人情報を取り扱うことができるものとする。
 - (1) 法令に基づく場合
 - (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- 4 協議会は、前項の規定に該当して利用目的の範囲を超えて個人情報を取り扱う場合には、その取扱う範囲を真に必要な範囲に限定するものとする。

第3章 個人情報の取得の制限等

(取得の制限)

- 第7条 協議会は、個人情報を取得するときは、本人に利用目的を明示するとともに、適法かつ適正な方法で行うものとする。
- 2 協議会は、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる個人情報については取得しないものとする。
 - 3 協議会は、原則として本人から個人情報を取得するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
 - (1) 本人の同意があるとき
 - (2) 法令等の規定に基づくとき
 - (3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ないと認められるとき
 - (4) 所在不明、判断能力が不十分等の事由により、本人から取得することができないとき
 - (5) 相談、援助、指導、代理、代行等を含む事業において、本人から取得したのではその目的を達成し得ないと認められるとき
 - 4 協議会は、前項第4号又は第5号の規定に該当して本人以外の者から個人情報を取得したときは、その旨及び当該個人情報に係る利用目的を本人に通知するよう努めるものとする。

(個人番号関係事務の特定)

第8条 個人番号は、別表1「個人番号取扱事務一覧」により特定した利用目的の範囲内で取り扱わなければならない。

2 別表1「個人番号取扱事務一覧」に記載のない個人番号関係事務を処理するために個人番号を取り扱う必要が生じた場合は、個人番号関係事務の中から追加する事務を特定して、別表1の記載の変更(利用目的の変更)をする。

(個人番号の提供の要求)

第9条 協議会は、個人番号利用事務等を処理するために必要があるときは、本人又は他の個人番号利用事務等実施者に対し個人番号の提供を求めることができる。

(個人番号の提供の求めの制限)

第10条 協議会は、下記各号のいずれかに該当する場合、その他法令が定める場合に該当して特定個人情報の提供を受けることができる場合を除き、他人に対し、個人番号の提供を求めてはならない。

(1) 個人番号利用事務実施者が、協議会に対し、個人番号利用事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供するとき。

(2) 個人番号関係事務実施者が、協議会に対し、個人番号関係事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供するとき。

なお、従業者(理事、評議員等を除く)(以下「職員等」という。)が、その扶養親族の個人番号を扶養控除等(異動)申告書に記載して協議会に提出する場合は、本号に該当する(職員等が個人番号関係事務実施者として扶養親族から個人番号の提供を受け、協議会は、個人番号関係事務実施者たる職員等から個人番号の提供を受ける。)

(3) 本人又はその代理人が協議会に対し、当該本人の個人番号を含む特定個人情報を提供するとき。

なお、国民年金法の第3号被保険者(第2号被保険者である職員等の配偶者)に関する届出のために、職員等がその配偶者の個人番号を記載した国民年金第3号被保険者関係届を協議会に提出する場合は、職員等が当該配偶者の代理人として、協議会に対し当該配偶者の個人番号を提供するものとする。

(4) 特定個人情報の取扱いの全部若しくは一部の委託に伴い特定個人情報を提供するとき。

(5) 合併その他の事由による事業の承継に伴い特定個人情報を提供するとき。

(6) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合において、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき。

(取得に際しての利用目的の通知等)

第11条 協議会は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を本人に通知し、又は公表するものとする。

- 2 協議会は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示するものとする。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合には、この限りでない。
- 3 前2項の規定は、次に掲げる場合については適用しない。
 - (1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - (2) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(個人番号の提供を受ける際の本人確認措置)

- 第12条 協議会が本人又はその代理人から個人番号の提供を受けるときは、番号利用法その他の法令に従い、本人確認の措置として、個人番号の確認を行うとともに、本人又は代理人の身元確認を行わなければならない。
- 2 第14条第(2)号に該当し協議会が職員等からその扶養親族の個人番号の提供を受けるときは、当該職員等が個人番号関係事務実施者として扶養親族の本人確認の措置を行う。

第4章 個人データの安全管理措置

第1節 総則

(個人データの適正管理)

- 第13条 協議会は、利用目的の達成に必要な範囲内で、常に個人データを正確かつ最新の状態に保つものとする。
- 2 協議会は、個人データの漏えい、滅失、き損の防止その他の個人データの適正管理のために必要かつ適切な措置を講ずるものとする。
 - 3 協議会は、個人データの安全管理のために、個人データを取り扱う従業者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。
 - 4 協議会は、利用目的に関し保存する必要がなくなった個人データを、确实、かつ速やかに破棄又は削除するものとする。
 - 5 協議会は、個人情報の取扱いの全部又は一部を協議会以外の者に委託するときは、原則として委託契約において、個人データの適正管理について受託者が講ずべき措置を明らかにし、受託者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

(安全管理措置)

第14条 協議会は、その取り扱う特定個人情報等の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の特定個人情報等の適切な管理のために必要な安全管理措置を講ずる。

2 安全管理措置の実施は、別に定める「個人情報保護規定実施細則」（以下「実施細則」という。）に従う。

第2節 組織的安全管理措置及び人的安全管理措置

（個人情報保護管理者）

第15条 協議会は、個人情報の適正管理のため個人情報保護管理責任者及び個人情報保護管理者を定め、協議会における個人情報の適正管理に必要な措置を行わせるものとする。

2 個人情報保護管理責任者は、総務課長とし、個人情報保護管理者は各課長とする。

3 個人情報保護管理責任者は、会長の指示及び本規程の定めに基づき、適正管理対策の実施、従業者に対する教育・事業訓練等を行う責任を負うものとする。

4 個人情報保護管理責任者は、適正管理に必要な措置について定期的に評価を行い、見直し又は改善を行うものとする。

5 個人情報保護管理者は、各課において、適正管理に必要な措置を行う。総務課長は、個人情報の適正管理に必要な措置の一部を各事業を分掌する従業者に委任することができる。

6 個人情報保護管理者は、個人情報保護管理責任者の承認のもと、個人情報の適正管理に必要な措置の一部を各事業を分掌する従業者に委任することができる。

（個人番号事務取扱担当者）

第16条 協議会は、個人番号関係事務に従事する者を常勤職員の中から特定し、個人番号事務取扱担当者（以下「事務取扱担当者」という。）に任命する。

2 事務取扱担当者は、特定個人情報等の取扱いに関する留意事項等について、定期的に教育研修を受けなければならない。

3 事務取扱担当者は、協議会の個人番号関係事務を処理するために必要な限度で、次の各号の事務を行う。

（1）特定個人情報等の取得、利用、保存、提供又は消去・廃棄等の作業

（2）個人番号が記載された書類等を作成し、行政機関等の個人番号利用事務実施者に提出し、本人に交付する作業

4 事務取扱担当者は、特定個人情報等の取扱いに関し、不正なアクセス、データの紛失・破壊・改ざん・漏えい等の事故又は法令若しくは協議会諸規程に違反する行為の発生又はその兆候を把握した場合は、直ちに個人番号取扱責任者に報告しなければならない。

5 事務取扱担当者の変更となった場合は、確実な引継ぎを行い、取扱責任者が引継ぎの完了を確認しなければならない。

(個人番号取扱責任者)

第17条 協議会は、特定個人情報等の取扱いの管理に関する事項を行うために必要な知識及び経験を有していると認められる従業者のうちから個人番号取扱責任者（以下「取扱責任者」という。）及び個人番号取扱総責任者（以下「取扱総責任者」という。）を置く。

2 取扱責任者は各課の課長とし、次の各号の権限と責任を有する。

(1) 事務取扱担当者に対する必要かつ適切な監督

(2) 特定個人情報等の取扱状況の記録及びその管理

(3) 個人番号利用事務等を外部に委託する場合の委託先の選定、委託契約締結の承認、委託先における特定個人情報等の取扱状況の把握

3 取扱総責任者は総務課長とし、特定個人情報に関する統括権限を有し、全体責任を負うものとする。

4 取扱総責任者は、特定個人情報等の取扱いに関し、不正なアクセス、データの紛失・破壊・改ざん・漏えい等の事故又は法令若しくは協議会諸規程に違反する行為の発生又はその兆候を把握した場合、理事会に報告しなければならない。

(従業者の義務)

第18条 協議会の従業者又は従業者であった者は、業務上知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

2 本規程に違反する事実又は違反するおそれがあることを発見した従業者は、その旨を個人情報保護管理者に報告するものとする。

3 個人情報保護管理者は、前項による報告の内容を調査し、違反の事実が判明した場合には遅滞なく会長に報告するとともに、関係事業部門に適切な措置をとるよう指示するものとする。

(役職員の責務)

第19条 従業者は、特定個人情報等に関連する法令及び協議会諸規程並びに上長の指示に従って、特定個人情報等を取り扱わなければならない。

2 事務取扱担当者、取扱責任者及び取扱総責任者以外の従業者は、協議会の個人番号関係事務に従事することができず、他の者に対し、個人番号が記載された書面の提示又は提供を求めてはならず、メモ、コピー、データコピーその他手段を問わず、他の者の個人番号を保管してはならない。

3 従業者は、協議会が管理する個人情報及び個人番号について、協議会の業務に従事している間だけでなく、退職後も、他の従業者又は協議会以外の者、その他の第三者に開示漏えいしてはならず、自己のため又は第三者のために使用してはならない。

4 協議会は、従業者に対して、個人情報及び個人番号の保護及び適正な取扱いに関する誓約書の提出を命じることができる。

5 従業者は、協議会が決定した方針に基づく研修等を受けなければならない。

6 従業者は、特定個人情報等の取扱いに関し、不正なアクセス、データの紛失・破壊・

改ざん・漏えい等の事故又は法令若しくは協議会諸規程に違反する行為の発生又はその兆候を把握した場合、直ちに取扱責任者に報告しなければならない。

(監査の実施)

第20条 取扱総責任者は、特定個人情報等の取扱状況を定期的に点検し、特定個人情報等の取扱いが適法かつ適切に行われているかについて監査する。

(監督及び教育研修)

第21条 協議会は、特定個人情報等が協議会諸規程に基づき適正に取り扱われるよう、事務取扱担当者に対する必要かつ適切な監督を行う。

2 協議会は、特定個人情報等の取扱いに関する協議会諸規程に従業者に遵守させ、特定個人情報等の適正な取扱いに関する従業者の意識を高めるための啓発その他の教育研修を実施する。

第3節 物理的安全管理措置

(物理的安全管理措置)

第22条 協議会は、実施細則に従い、入退館等の管理及び特定個人情報等の盗難の防止等の物理的な安全管理措置を行う。

第4節 技術的安全管理措置

(技術的安全管理措置)

第23条 協議会は、実施細則に従い、特定個人情報等及びこれらを取り扱う情報システムへのアクセス制御、不正ソフトウェア対策、情報システムの監視等の、特定個人情報等に対する技術的な安全管理措置を行う。

第5節 委託先の監督

(委託先の監督)

第24条 協議会が個人番号利用事務等を外部に委託する場合は、当該委託において取り扱う特定個人情報等の安全管理が図られるよう、当該委託を受けた者（以下「委託先」という。）に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 委託先に対する必要かつ適切な監督の実施は、実施細則に従う。

第5章 個人データの第三者提供

(個人データの第三者提供)

第25条 協議会は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供しないものとする。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

2 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

(1) 協議会が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合

(2) 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合

(3) 個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称についてあらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき

3 協議会は、前項第3号に規定する利用する者の利用目的又は個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くものとする。

第6章 保有個人データの開示、訂正・追加・削除・利用停止

(保有個人データの開示等)

第26条 協議会は、本人から、当該本人に係る保有個人データについて、その開示（当該本人が識別される個人情報を保有していないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。）の申し出があったときは、身分証明書等により本人であることを確認の上、開示をするものとする。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

(1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

(2) 協議会の事業の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

(3) 他の法令に違反することとなる場合

2 開示は、書面により行うものとする。ただし、開示の申出をした者の同意があるときは、書面以外の方法により開示をすることができる。

3 保有個人データの開示又は不開示の決定の通知は、本人に対し書面により遅滞なく行うものとする。

(手数料等)

第27条 協議会は、前条の規定に基づく保有個人データの開示等の申出を受けたときは、開示の申出をした者から手数料及び当該措置に要する実費（以下、「手数料等」という。）を徴収することができる。

2 手数料等の金額は、会長が別に定める。

(保有個人データの訂正、追加、削除、利用停止、等)

第28条 協議会は、保有個人データの開示を受けた者から、開示に係る個人データの訂正、追加、削除又は利用停止の申出があったときは、利用目的の達成に必要な範囲内において遅滞なく調査を行い、その結果を申出をした者に対し、書面により通知するものとする。

2 協議会は、前項の通知を受けた者から、再度申出があったときは、前項と同様の処理を行うものとする。

(個人番号の削除・廃棄)

第29条 協議会が個人番号を利用する必要がなくなったときは、当該個人番号をできるだけ速やかに削除又は廃棄しなければならない。

2 特定個人情報等が記載された書類等について、所管法令により一定期間の保存が義務付けられている場合は、前項の規定にかかわらず、その期間は当該特定個人情報等を保管することができる。

第7章 その他

(苦情対応)

第30条 協議会は、個人情報の取扱いに関する苦情（以下「苦情」という。）について別に定め、苦情があったときは、適切かつ迅速な対応に努めるものとする。

(罰則)

第31条 協議会は、本規程に違反した職員に対して就業規則に基づき処分を行い、その他の従業者に対しては、契約又は法令に照らして決定する。

(その他)

第32条 この規程の実施に必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

2 この規程の施行の日をもって、平成8年10月1日施行の世田谷区社会福祉協議会個人情報保護規程は廃止する。

附 則（平成17年10月4日改正）

1. この規程は、平成17年10月4日から施行し、平成17年10月1日から適用する。

附 則（平成25年10月10日改正）

1. この規程は、平成25年10月10日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附則（平成28年3月24日改正）

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年9月28日改正）

この規程は、平成30年9月28日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則（平成31年3月25日改正）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

別表1（第8条関係） 個人番号取扱事務一覧

	個人番号を取り扱う事務
(1)	雇用保険の届出等に関する事務
(2)	健康保険・厚生年金保険届出等に関する事務
(3)	国民年金第3号被保険者の届出等に関する事務
(4)	給与・賞与・年末調整の所得税源泉徴収等に関する事務（扶養控除等（異動）申告書、従たる給与についての扶養控除（異動）申告書、保険料控除申告書兼配偶者特別控除申告書を従業員が提出する事務）
(5)	源泉徴収票の作成、提出に関する事務（給与支払報告書含む）
(6)	財形貯蓄の手續等に関する事務
(7)	退職所得の源泉徴収票の作成、提出に関する事務（退職所得の受給に関する申告書の提出、退職所得の特別徴収票の作成・提出、退職手当金等受給者別支払調書の作成・提出含む）
(8)	協議会が報酬等を支払った講師、弁護士、税理士、社会保険労務士等における、報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書の作成・提出に関する事務
(9)	協議会が賃料等を支払った不動産賃貸人における、不動産の使用料等の支払調書の作成・提出に関する事務
(10)	協議会が不動産等の譲渡対価を支払った者における、不動産等の譲受けの対価の支払調書の作成・提出に関する事務
(11)	協議会が不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料を支払った者における、不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書の作成・提出に関する事務